

提出された意見とこれに対する県の考え方

| 番号 | 意見の内容 | 意見に対する県の考え方 |
|----|---|---|
| 1 | <p>当案件、意見作成の為には関係計画・諸施策も確認するべきであると考えます。</p> <p>その様な意見募集を、意見募集期間に年末年始も含めた上で、且つ同時期に他部署含め6案件実施（12/24 時点）となる中で通常と同様の1ヶ月の期間設定は短いと感じます。</p> <p>期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。（県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。）</p> <p>上記意見と関係し、この時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p> <p>上記返答が「県行政の進行/スケジュールの関係」の場合、「この時期の案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合は必ず期間延長、案件集中する場合は自動的に期間延長、等)を御願い致します。</p> <p>最初の意見と同様の意見(「年末年始含む期間に案件集中」に関しての意見)を、昨年、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント(県民意見募集)に送付しております。</p> <p>パブリック・コメント(県民意見募集)について県行政として「年末年始含む期間の回避」「年末年始含む場合の期間延長」「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> <p>対応が無かった場合は、「なぜ対応が無かつたのか」、当時の当該意見受取各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p> <p>対応があった場合は、なぜ当パブリック・コメント(県民意見募集)で適切な対応が取られていないのか明示願います。</p> <p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。「県民=主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。（「県の条例に則って(1ヶ月)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しません。）</p> | <p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しており、期間延長等は考えておりません。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p> <p>いただいたご意見は、今後のパブリック・コメントを実施する際の参考とさせていただきます。</p> |
| 2 | 今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」 | 本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき、平成28年 |

| | | |
|---|---|---|
| | <p>を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で)。</p> | <p>(2016年) 12月19日に報道各社に発表しました。</p> <p>また、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月27日付け山口新聞、12月28日付け中国新聞に突出広告を掲載)により、広報に努めました。</p> <p>さらには、平成29年(2017年)1月11日付け山口新聞において記事掲載されました。</p> |
| 3 | <p>県広報誌にはパブリックコメント(県民意見募集)全般の記事・記載も無かったと記憶しております。「県からのお知らせ」の広告/公報(下4段程度広告/公報))にも、パブリックコメント(県民意見募集)実施に関する記事は無かったと記憶しております(12/24時点)。)</p> <p>今回の案件を含め、県広報誌や「県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント(県民意見募集)についてや、パブリック・コメント(県民意見募集)全般に関する記事が掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われます。「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考えます。前述意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、広報が十分になされたのか御判断の上明示願います。(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』」(十分・不十分)を明示願います。)</p> | <p>県広報誌は、隔月発行となっており、原稿を入稿する時期との兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>また、新聞広告は、「山口県からのお知らせ」又は「突出広告」としており、本パブリック・コメントについては、「突出広告(12月27日付け山口新聞、12月28日付け中国新聞)」により広報しました。</p> |
| 4 | 当件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。) | 計画は、医療等の専門家や有識者、関係団体等で構成する山口県アルコール健康障害対策協議会の意見を聴きながら作成しています。 |
| 5 | 可能であれば年次把握が誰でもし易いように年代は元号西暦併記頂けましたら幸いです。 | 本文に元号と西暦を併記しました。 |